
2035. 船積明細通知

| 業務コード | 業務名 |
|-------|--------|
| LDR | 船積明細通知 |

1. 業務概要

「ACL情報登録（コンテナ船用）（ACL01）」業務または「ACL情報登録（在来船・自動車船用）（ACL02）」業務（以下、「ACL業務等」という。）で登録された情報に基づき運賃等の情報を登録者へ通知する。

また、通知した情報の訂正、取消しも本業務で行う。

2. 入力者

船会社、船舶代理店、NVOCC

3. 制限事項

- ① 1業務で入力可能な前払運賃情報は最大5件とする。
- ② 1業務で入力可能な後払運賃情報は最大5件とする。
- ③ 1業務で入力可能な料金明細情報は最大20件とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
|----------|------|----------|
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 船積明細通知情報 | なし | 入力された通知先 |